2025年 4月号

けんぽ便り

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

職場内で掲示・回覧をお願いします。

令和7年度

静岡支部の保険料率について

令和7年3月分（4月納付分）から変更となります。

健康保険料率	介護保険料率
9.85% ➡ 9.80%	1.60% ➡ 1.59%

令和7年度
保険料額表はこちら
（協会けんぽHP）

マイナ保険証移行後（令和6年12月2日以降）の利用方法

マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較表

名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う 利用登録についてはこちら（厚労省HP）	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り マイナ保険証利用対応医療機関はこちら（厚労省HP）
資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型（色は黄色） 資格確認書	■資格取得時等に申請 ■マイナ保険証をお持ちでない方に随時で発行 資格確認書交付申請書はこちら（協会けんぽHP）	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
資格情報のお知らせ	紙製カード型	■資格取得時に送付（申請不要）（マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能） ■既加入者には送付済み	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証 と 資格情報のお知らせ の両方を医療機関に提示（※） （資格情報のお知らせのみでは受診不可）

資格情報のお知らせを使用しての医療機関受診方法

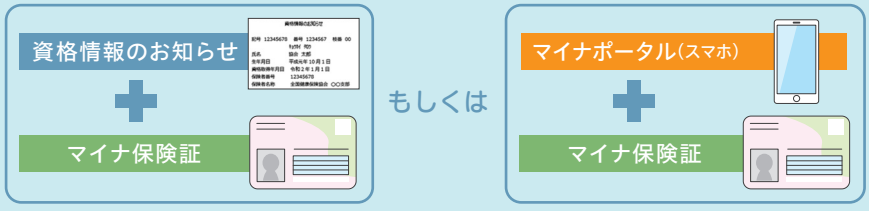

詳細はこちら
（協会けんぽHP）

※従来の保険証は令和7年12月1日まで利用可能です。

静岡支部ではすでに7,061事業所が宣言中！
（令和7年2月末時点）

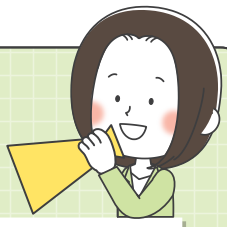

ふじのくに健康宣言事業所にご登録ください

ふじのくに健康宣言事業所とは？

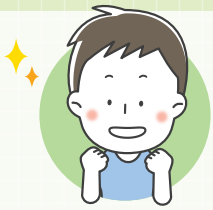

個人の健康づくりや事業所の「健康経営®」（※）の取組を後押しするため、企業や事業所が、従業員の健康管理や維持・増進のための具体的な取組目標を宣言し、その取組を協会けんぽ静岡支部及び静岡県が支援する制度です。 ※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

宣言するメリット

1. 従業員の健康増進→労働生産性の向上
2. 企業のイメージアップ
3. 労働災害事故等の防止
4. 病気休暇等による手当て等の支払い減少

協会けんぽ静岡支部及び静岡県による支援

1. ホームページや各種イベントでの事業所名、宣言内容の周知（協会・県）
2. 健康宣言通信（事業所内での健康づくりに関する情報紙）の配信（協会）
3. ふじのくに健康づくりアドバイザーの派遣（県） など

詳細はこちら （協会けんぽHP） （静岡県HP）

健康宣言届出用紙

お申し込みはFAXにて **FAX 054-275-6609**

共通項目	✓	社員の健診を100%実施することを目指します		
	✓	保健指導の実施率を50%以上にすることを目指します ※健康診断の結果、該当者がいた場合		
	✓	再検査・要治療者への受診勧奨の取組に努めます		
選択項目		メンタルヘルス		生活習慣改善（運動・食事）
		適正な働き方		オリジナルの取組 [ ]
		禁煙・分煙対策		

※選択項目にチェックされない場合、共通項目の3つが健康宣言として登録されます。

事業所所在地 事業所名称 ※社判の押印も可	〒		
電話番号			
事業所記号		担当者名	
メールアドレス			

□ 協会けんぽからの情報メールを希望しない場合のみチェック
メールマガジンの利用規約はこちらから確認いただけます。（協会けんぽHP）

お問い合わせ先　企画総務グループ／TEL.054-275-6601　（自動音声案内2番→4番）

発行者：全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ
〒420-8512
静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
054-275-6601（代表）